

公害紛争処理制度に関する懇談会 開催要綱

1 目的

昭和 45 年に公害紛争処理制度が創設されて以来、近年の公害紛争処理の状況は、かつての産業型公害から都市型・生活型の紛争へと変化し、騒音等の近隣紛争の増加傾向が見られ、時代に即した柔軟な対応が求められているところである。また、昨今の情報通信技術の発達は著しく、その活用策の検討は公害紛争処理手続をより簡便なものとするに資するものといえる。

そこで、公害紛争処理制度の現代的な課題等について有識者から意見を聴取するため、公害紛争処理制度に関する懇談会を開催する。

2 主な検討事項

- (1) 自治体の管轄の在り方について
- (2) 公害紛争処理手続の電子化について
- (3) その他公害紛争処理制度に関する事項

3 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。

4 運営

- (1) 本懇談会は、公害等調整委員会委員長が招集し、主宰する。
- (2) 本懇談会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、構成員の互選により決定し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (4) 座長は、本懇談会の議事を整理する。また、座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは、その職務を代行する。
- (5) 座長は、上記のほか、本懇談会の運営に必要な事項を定める。

5 庶務

本懇談会の庶務は、公害等調整委員会事務局総務課において処理する。